

公 告

下記のとおり一般競争入札に付します。本案件は、競争参加資格確認のための証明書等（以下「証明書等」という。）の提出、入札及び契約を電子調達システム（G E P S）で行う対象案件です。

令和7年7月3日

支出負担行為担当官

第一管区海上保安本部長 石崎 憲寛

記

1 一般競争入札に付する事項

- | | |
|---------------|---|
| (1) 入札件名 | 厚岸港灯浮標ほか1基調査設計業務 |
| (2) 工事概要 | 仕様書のとおり |
| (3) 引渡期限 | 令和7年12月26日 |
| (4) 施工場所 | 北海道厚岸港 |
| (5) 証明書等の受領期限 | 令和07年07月22日 16時00分 |
| (6) 入札書の受領期限 | 令和07年07月29日 16時00分 |
| (7) 開札日時及び場所 | 令和07年07月30日 10時00分
北海道小樽市港町5番2号 小樽地方合同庁舎(5階) |

(8) 入札方法

- ① 本件は電子調達システムで実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、当本部に紙入札参加願を提出し紙入札方式に代えるものとする。
- ② 入札書には総価を記載するものとする。
- ③ 原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とする。
なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。
- ④ 第1回の入札が不調となった場合、再度入札に移行するが、再度入札の時間については、原則として30分後に設定するので、当本部からシステムで送信される通知書は必ず確認すること。
なお、電子入札と紙入札が混在する場合があります、開札処理に時間を要するなど予定時間を大幅に超えるような事態になれば当本部から連絡する。
- ⑤ 電子調達システムでは、入札参加者の利便性向上のため、電子くじ機能を実装している。電子くじを行うには、入札者が任意で設定した000～999の数字が必要になるので、電子入札事業者は、電子調達システムで電子くじ番号を入力し、紙入札事業者は、紙入札方式参加願に記載するものとする。

2 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、この限りでない。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者及び第一管区海上保安本部長から指名停止の措置を受け、指名停止の期間中でない者であること。

- (3) 令和7・8年度国土交通省一般競争参加資格（第一管区海上保安本部を希望した者に限る。）において、「建設コンサルタント」のA又はBに格付けされた者であること。
- (4) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）
なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、第一管区海上保安本部入札・見積者心得第4-3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。
- ① 資本関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
（イ）親会社と子会社の関係にある場合
（ロ）親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- ② 人的関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、（イ）については、会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
（イ）一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
（ロ）一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
- ③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
- (5) 「情報保全に係る履行体制に関する資料」（別紙様式）を下記10の問い合わせ先に提出し同意を得ていること。仕様書は同意の後に交付する。

3 入札書類データ（証明書等）

【提出証明書等】

- (1) 電子入札参加者は、以下の証明書等を電子調達システムにより提出すること。
- ① 国土交通省競争参加資格結果通知書（写）※申請中の者はその旨を申し出ること。
 - ② 確認書
 - ③ 配置予定技術者調書
- (2) 紙入札参加者は、以下の証明書等を持参又は郵送等により下記9へ提出すること。
- ① 国土交通省競争参加資格結果通知書（写）※申請中の者はその旨を申し出ること。
 - ② 紙入札方式参加願
 - ③ 配置予定技術者調書

※上記の各様式（競争参加資格結果通知書及び経営規模等評価通知書を除く。）は、当管区本部ホームページ入札情報「各様式のダウンロード」に掲載している。

- 4 入札保証金 免除
契約保証金 免除
前 金 払 請求可 （ 請負代価が300万円以上の場合のみ。請負代価の3/10以内 ）
- 5 入札の無効
本公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び第一管区海上保安本部入札・見積者心得書その他入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- 6 落札者の決定方法
(1) 第一管区海上保安本部入札・見積者心得書による。
(2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10％に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
(3) 本契約は、令和7年度予算の成立を条件とする。
- 7 契約書作成の要否
要
- 8 仕様書等の交付期間・交付場所
交付期間 公告の日から 令和07年07月22日 16時00分 まで
交付場所 下記10に同じ
- 9 契約及び入札に関する問い合わせ先
第一管区海上保安本部 経理補給部 経理課 入札審査係
電話 0134-27-0118 内線2223
- 10 仕様内容に関する問い合わせ先
第一管区海上保安本部 交通部 整備課
電話 0134-27-0118 内線2651

以上公告する。

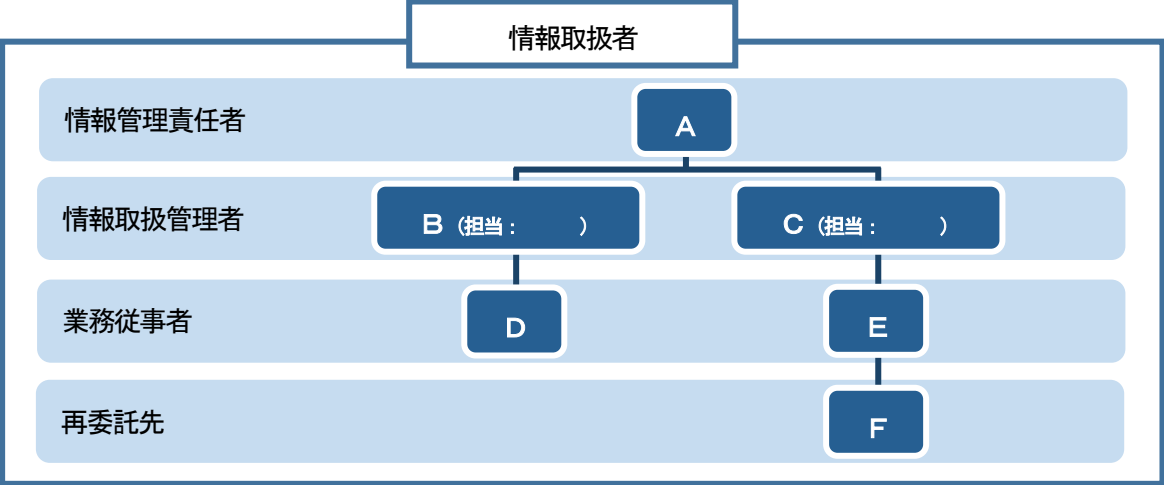
情報保全に係る履行体制に関する資料

① 情報取扱者名簿 ※情報取扱者は本業務の遂行のために最低限必要な範囲の者とする。 (兼任可)

		氏名	住所	生年月日	所属部署	役職
情報管理責任者 (※1)	A					
情報取扱管理者 (※2)	B					
	C					
業務従事者 (※3)	D					
	E					
再委託先 (※4)	F					

(※1) 本業務における情報取扱のすべてに責任を有する者
(※2) 本業務の進捗状況などの管理を行う者で、本業務で知り得た保護すべき情報を取り扱う可能性のある者
(※3) 本業務で知り得た保護すべき情報を取り扱う可能性のある者
(※4) 本契約後に再委託先を選定する場合は、別途選定を行う際に追記して承認を得ること。
※このほか、日本国籍以外の国籍を有する者については、国籍やパスポート番号等を別途報告するものとする。

② 情報管理体制図
(例)



※本業務の遂行にあたって、保護すべき情報を取り扱うすべての者を記載すること (再委託先も含む)。

③ その他

- ・情報管理規則等の内規を有している場合で上記例を満たす情報については、当該内規の添付で代用可能とする。
- ・情報管理規則等の内規があれば別途添付すること。
- ・必要に応じ、本紙記載の内容を確認するため追加で提出を求める場合がある。
- ・本資料に記載された個人情報は、第一管区海上保安本部において情報保全の履行体制の確認のために使用する。
担当原課において厳重に管理し、許可なく第三者に提供しない。

情報保全に係る履行体制に関する誓約書

貴本部からご案内いただきました「件名：_____」にかかる保護すべき情報の取扱いにつきましては下記事項を遵守し、情報保全に万全を期すことを誓約します。

記

1. 本業務で知り得た保護すべき情報は、情報取扱者名簿に記載のある情報取扱者以外に伝達又は漏洩されないことを保証します。
2. 第一管区海上保安本部 _____ 課長（以下「担当原課長」という。）が同意した場合を除き、参加者に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の参加者に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の参加者以外の者に対して伝達又は漏洩されないことを保証する履行体制を有しています。
3. 本業務で知り得た保護すべき情報について、情報取扱者以外の者に開示する必要が発生した場合、担当原課長へ報告するとともに、担当原課長の許可が得られなければ、いかなる場合においても、情報を開示しません。
また、必要資料の提出指示があれば、その指示に従います。
4. 本業務で知り得た保護すべき情報を記録した資料に関する業務履行完了後における取扱い（返却・削除等）については、担当原課長の指示に従います。
なお、第一管区海上保安本部との契約にかかる関係書類については適切に保管するものとします。
5. 本業務で知り得た保護すべき情報について、報道等での指摘も含め、漏洩等の事故や恐れが判明した場合については、業務の履行中・履行後を問わず、事実関係等について直ちに担当原課長へ報告するものとします。
なお、報告がない場合でも、情報の漏洩等の懸念や事故等がある場合には、第一管区海上保安本部が行う報告徴収や調査に応じます。

第一管区海上保安本部 _____ 課長 殿

令和 年 月 日
会 社 名
職 名
代表者氏名

印